

一般廃棄物収集運搬業許可申請の手引き

1. はじめ

幸田町内における事業所から排出される一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第7条の規定に基づき、幸田町長の許可を受けなければなりません。[※幸田町では家庭及び公共施設から排出される一般廃棄物は委託業者で収集又は運搬を行っているため許可しておりません。]

許可の有効期間は許可日から2年間となります。(幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第7条第2項)

2. 廃棄物処理法の目的

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

3. 許可の手続きについて

次の各号をご確認のうえ、必要書類を提出してください。(郵送不可)

①提出書類

- ・一般廃棄物処理業許可申請書
- ・添付書類(次ページ参照)

②添付書類の注意事項

- ・登記簿謄本や納税証明書など、公的機関から発行される証明書は基本的に原本、かつ、発行日が3か月以内のものを提出してください。
- ・自動車検査証(車検証)の有効期限切れに注意してください。
- ・車両の写真は、斜め前方・斜め後方から撮影したもので、ナンバープレートの読み取れるもの、社名(屋号)がペイントされていることがわかるものを提出してください。
- ・収集運搬を行う予定の排出事業所がない場合は受付ができません。
- ・記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。

③提出部数

正本1部、副本1部としてください。(副本はコピー可。)

④許可手数料

審査後、許可証をお渡しする際に納付書を発行します。
手数料の納付をお願いします。

許可手数料: 10,000円

⑤許可申請受付場所及び問い合わせ先

申請書提出の際には、必ず環境課へ来庁時間等をご連絡ください。

申請受付から許可が下りるまでは1ヵ月ほど期間がかかることがありますので、申請には十分余裕をもってきてください。

幸田町 環境経済部 環境課 ごみ対策グループ(2階)

〒444-0192

額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1

電話: 0564-63-5146(直通)

4. 一般廃棄物収集運搬業許可申請添付書類一覧表

添付番号	添付書類			新規	更新
1	個人	①	住民票の写し（本籍記載のものに限る）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	法人	①	定款又は寄付行為（原本証明すること）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		②	法人に関する登記簿謄本 ※1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2	身元証明書（個人または代表者）			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3	個人	①	直前2年の各事業年度における所得税の納税証明書（その1）※1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		②	直前2年の各事業年度における市町村民税の納税証明書（納税額及び納付済額がわかるもの）※1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	法人	①	直前2年の各事業年度における法人税の納税証明書（その1）※1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		②	直前2年の各事業年度における法人県民税の納税証明書（納税額と納付済額がわかるもの）※1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		③	直前2年の各事業年度における法人事業税の納税証明書（納税額と納付済額がわかるもの）※1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		④	直前2年の各事業年度における法人市町村民税の納税証明書（納税額と納付済額がわかるもので主たる営業所の所在地と幸田町分）※1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4	①	使用車両一覧表（幸田町の一般廃棄物収集運搬業にて使用するもの）			<input type="radio"/>
	②	自動車検査証の写し (他人の車両を借用する場合は、賃貸借契約書等の写しも添付) ※2			<input type="radio"/>
	③	車両の写真（社名やナンバープレートが鮮明に写っているもの）※3			<input type="radio"/>
5	法人の場合は、次に掲げる者の身元証明書				
	①	役員			
	②	発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主又は出資額の5%以上の額に相当する出資者（株主又は出資者が法人の場合は不要）			<input type="radio"/>
	③	令第4条の7に規定する使用人			<input type="radio"/>
	②	従業員名簿 ※4			<input type="radio"/>
	幸田町一般廃棄物収集運搬業に従事する者（役員、事務員及び作業員など）				<input type="radio"/>
	③	事務所、駐車場、洗車場所及び作業付近の見取り図			<input type="radio"/>
	④	事務所、駐車場、洗車場所及び作業付近の写真			<input type="radio"/>
	⑤	申告書 <u>※裏面の欠格要件に該当しないことをご確認ください。</u>			<input type="radio"/>
	⑥	事業計画書 ※4			<input type="radio"/>
	⑦	一般廃棄物実務管理者講習の修了証の写し (法人の場合は、法第7条第5項第4号リに規定する役員又は令第4条の7に規定する使用人であり、また個人の場合は、申請者が修了すること)			<input type="radio"/>
	⑧	他区市町村で一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている場合、その許可証の写し			<input type="radio"/>

※1 登記簿謄本や納税証明書など、公的機関から発行される証明書は基本的に原本、かつ、発行日が3か月以内のものを提出してください。

※2 車検の期限切れに注意してください。

※3 車両の斜め前方・斜め後方から撮影したもので、社名（屋号）やナンバープレートが鮮明に読み取れるものを提出してください。

※4 収集運搬を行う予定の排出事業所がない場合は受付ができません。記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。